

「どんなものでも買い取ります」と電話があり、着物の買い取りを了承した。来訪した購入業者から突然「貴金属はないか」と強く言われ、怖くなって金のネックレスを渡してしまった。返して欲しい。



消費者庁イラスト集より

貴金属の買い取りが目的！？ 強引な訪問購入に注意



ここが重要 ペニ！！

●訪問購入業者が、事前の約束なしに突然訪問して勧誘することは法律で禁止されています。

●前もって電話等で訪問を約束した場合でも、購入業者は、事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。売るつもりのない貴金属などの売却を迫られても、むやみに見せず、きっぱり断りましょう。

●売却する場合は、必ず契約書を受け取り、物品の種類や買取価格、事業者の連絡先など確認することが大切です。契約書を受け取ってから、8日間はクーリング・オフができる場合があります。

●クーリング・オフ期間内は、事業者に物品の引き渡しを拒むことができます。引き渡す前に冷静に考えましょう。

●不安に思った場合は、すぐに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

いやや

消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式 LINE
にて毎月センター
情報を配信中です



【国民生活センターFAQ】
トラブル解決を支援する
情報が提供されています

